

平成19年11月29日

「本気で臨海部の未来を考える会」

「川崎南高校を活かそう会」

代表 高橋 徹夫 様

事務局 渡辺 治 様

川崎市環境局長

旧県立川崎南高校のアスベスト除去工事に関する要請書について

標記について、次のとおり回答します。

(1) 広範囲の住民に対する神奈川県による工事に関する公開の説明会の開催

「川崎市アスベスト飛散防止に関する指針」に基づき、周辺住民に対して周知を行うように指導いたします。

(2) アスベストの専門家によるアスベスト使用箇所と含まれるアスベスト量の調査

石綿障害予防規則第3条(労働基準監督署所管)の事前調査結果をもとに、「川崎市アスベスト飛散防止に関する指針」に基づき指導いたします。

(3) 安全で確実なアスベスト工事を確実に実現させるための協定書の作成

市は「川崎市アスベスト飛散防止に関する指針」に基づき、確実な指導を行なっておりますが、協定書などの作成については規定がありません。したがって、お申し出の協定につきましては、事業者と周辺住民方との直接的な話し合いにより行うものと考えております。

(4) 確実な工事が出来ない可能性が少しでもある場合の協定の作成

市は「川崎市アスベスト飛散防止に関する指針」に基づき、確実な指導を行なっておりますが、協定書などの作成については規定がありません。したがって、お申し出の協定につきましては、事業者と周辺住民方との直接的な話し合いにより行うものと考えております。

(5) 業者による不適切なアスベスト処理を生じさせる発注方法と解体費の見直し

「大気汚染防止法」、「川崎市アスベスト飛散防止に関する指針」に基づいてアスベスト飛散防止の指導を行なっておりますが、発注方法及び解体費についての指導は行っておりません。

なお、要請書の内容については、神奈川県を担当部局に対してお伝えしてあります。

環境局公害部環境対策課

仲西・中松 担当

電話 044-200-2526